

Q427. 労働審判手続の解決率はどれくらいですか。

労働審判手続の約70%の事件で調停が成立しています。その他、労働審判に対し異議が申し立てられないケースや、手続外で和解が成立するなどして労働審判手続が取り下げられるケースもありますので、労働審判手続の解決率は約80%と推測することができます。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎